

令和5年 4月 第14回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和5年 4月 25日 (火)				
開催場所		小川町民会館 (リリックおがわ) 会議室1・2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1時 30分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 2時 30分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子 (会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	(12)	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	(13)副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	9名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					岡部 孝一	事務局長
					淺見 健一	次長
					森澤 千紘	主査

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 令和5年度農作業受託料金について

議案第2号 小川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する法律」(素案)について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

第14回定期総会次第

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和5年4月第14回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めております。本日は欠席者はおりません。出席農業委員は14名中14名で、定員に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号12番「福島由博」委員、13番「柴崎勝」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「令和5年度農作業受託料金について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。事務局です。議案第1号「令和5年度農作業受託料金について」、令和5年度農作業受託料金について、意見の決定を諮る、とのことです。

これは、農繁期における各農家の農作業受託料金を決める際の参考としてご利用いただくために、あくまでも目安として、農業委員会が情報提供するものです。

農業委員会法第6条第2項第2条②には「農業一般に関する調査及び情報の提供に関する実務を行うことができる」とあり、農作業受託料金の公表につきましてはこの一環にあたります。毎年、農業会議が「農作業料金・農業労賃に関する調査」を実施するのですが、その際の調査の方法として「農業委員会総会で諮り、農業委員の意見聴取、検討の上とりまとめ」とありますので、今回の総会でお諮りいただく次第です。

なお、こちらの情報は小川町広報おがわとホームページに掲載する予定です。

それでは、議案書4ページの議案第1号（資料）をご覧ください。

令和5年度農作業受託料金について、下の表にありますとおり、各作業につきまして10アール当たりの単価を定めていただきます。

参考資料として過去2年の受託料金が記載しております。表の左から「令和3年度」「令和4年度」の受託料金、そして令和5年度の受託料金案、資料提供受託者の平均額、受託者1~5につきましては今年度のそれぞれの金額となっております。

資料提供の受託者については、小川町内で広く耕作してくださっている認定農業者2名、組合組織3団体の料金をとりまとめております。

今般、物価が高騰している状況ではありますが、先ほど申し上げたとおり、この金額はあくまでも目安ですので、参考としてご理解いただき、審議していただきたいと思います。

それでは、令和5年度の案を読み上げます。

（令和5年度（案）読み上げ）

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

第14回定期総会次第

3番関口委員 はい。

議長 はい。関口委員。

3番関口委員 3番関口です。
バインダーとかハーベスターとかはいいんですけど、コンバインが17,000円と
1,000円下がっているのですが、燃料高騰のため、やっぱり18,000円くらいが
妥当かと思うのですが、どうでしょうか。

事務局 事務局です。読み上げた案はあくまでも今回の受託者の平均をとった金額に近いものを
並べているだけですので、農業委員会の中で、燃料高騰なので下げない方がいいんじやない
かということであれば18,000円のまま提供してもよろしいかと思います。

議長 そうしますと、コンバイン、稻刈り、それから麦刈りの両方とも18,000円にとい
うお考えですか。

3番関口委員 そうですね。

議長 関口委員の提案につき関しまして、他の委員の皆様、なんかご意見ございますか。

13番柴崎委員 はい。

議長 はい。柴崎委員。

13番柴崎委員 13番柴崎です、平均とてるのだから、私は17,000円でもいいと思います。平
均でこれというだけで、頼まれた時18,000円取るのは構わないと思います。

議長 ただいま稻刈りのコンバイン、麦刈りのコンバインの価格について据え置きの17,0
00円と18,000円にしたらどうだという両方意見がございました。価格の高騰もあ
りますので18,000円でもよろしいかと感じますが、皆さんいかがでしょうか。

(賛成の声)

議長 ありがとうございます。それではコンバインの稻刈りとコンバインの麦刈りの金額は1
8,000円とします。他にございますか。

(意見なし)

議長 それでは推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

(意見なし)

第14回定期総会次第

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第1号「令和5年度農作業受託料金について」につきまして、
(議案第1号(資料)決定した金額を読み上げる)
以上のとおり、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第1号については可決、承認されました。ありがとうございました。
つづきまして日程3、議案第2号「小川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(素案)について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。事務局です。議案第2号、小川町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(素案)について「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(素案)について、承認を求める」とのことです。

令和5年4月1日施行の改正農業委員会法では、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、全ての農業委員会において定めなければならないこととされております。

この指針の作成については、農地利用最適化交付金の事業実施要件にもなっており、小川町農業委員会では、平成28年度に策定した指針を前回の総会において令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるため修正し、町ホームページにて現在公開中でございます。

ただ、前回の総会で修正した指針は目標年度が令和4年度まででしたので、令和5年度に新たな指針を定め、10年後に目指す農地の状況等を示す必要があります。

それでは別添の議案第2号(資料)をご覧ください。

今回の内容としましては、改正農業委員会法第7条の定めにより、遊休農地の発生防止と解消、担い手への農地利用の集積と集約化、新規参入の促進について、それぞれ目標、推進方法、評価方法を定め、さらに地域計画の目標を達成するためにとるべき具体的な措置について農業委員会が果たすべき役割に関する事項となります。

それでは目標値について説明します。

(議案書に沿ってそれぞれの目標値の説明)

なお、この指針につきましては、3年毎に検討見直しを行いますので、今説明させていただきました。目標値につきましては、あくまでも目標値として見ていただきたいと思い判断し、ご審議をお願いします。

今回この指針をご承認いただきましたら、町のホームページにて公開させていただきます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

2番島田委員

はい。

議長

はい。島田委員。

第14回定期総会次第

2番島田委員 2番の島田です。小川町としては担い手というのはどのくらいの面積をやってる人を、担い手として認識していて、また何名くらいいるんですか。

事務局 担い手の数は今回の目標には出てきませんが、認定農業者は現在50名になってます。

2番島田委員 認定農業者は担い手とは違いますよね。認定農業者というのは例えば1反とか2反でも認定に入っているんですよね。

事務局 認定農業者というのは、農業者が自ら創意工夫に基づき経営を改善するために作成した農業経営改善計画を農業経営基盤強化促進法に基づいて町が認定したものを農業経営というんですけど、町の方で認定されている農業者となってます。

担い手の育成確保で、担い手として認定農業者が50経営体という書き方をしています。

議長 担い手といつてもいろんな形の方がいらっしゃいますよね。認定農業者に限らず、例えば、今までやっていた、祖父母がやっている農家の方も担い手の一人であることは変わらないですね。

2番島田委員 政府で担い手を育成して農地を集積するってニュースでも言ってますよね。それとここでいう担い手とでは意味が違うんですかね。

事務局 その中で担い手として認定農業者が50経営体、現状でいますよという話です。

2番島田委員 50経営体ということですか。

事務局 認定農業者については50経営体という今回の表記になっていますが、担い手というくくりでしたら認定農業者以外ももっといっぱいいるということです。

議長 他にもいっぱいいらっしゃるという事ですよね。担い手のうちの50人が認定を受けています。それ以外の方がもっと多くいらっしゃる。その中には小さい農家の方もいらっしゃるし、結構大きくやっているけれども認定じゃない方もいらっしゃると考えてよいのではないでしょうか。

2番島田委員 わかりました。兼業農家も入ってますか。

事務局 入ってます。総農家数なので。

3番関口委員 3番関口です。認定の50経営体って町で把握しているんですか。

事務局 町の方で把握しています。

3番関口委員 兼業さんも結構いるじゃないですか。勤めながらだと認定は難しいですよね。

議長 兼業でも認定をとっている人は少しだけいますよね。

第14回定期総会次第

議長 何年か後に兼業から専業に代わる方は、認定取れる方がいらっしゃるんですよね。現在でも基本的には専業の方が認定農業者が多いんですけど。例えば2~3年後には退職になりますので専業になりますので専業でやりたいという方で認定を取ってる方もいらっしゃいました。

3番関口委員 家の近所にいるんですけど、勤めながらトラクターとか買ったんですよ。5~6反作っていて勤めはずつとするらしくて。75歳まで勤められるとか。そうすると専業にならない訳じゃないですか。ずっと兼業で。勤めに行かないところかいにもならないから、米だけではどうにもならないですよ。そういう人は認定農業者にしたいけどできないですね。

議長 でも、そういう人ばかりではないですね。

3番関口委員 なかなかいないですよ。

議長 目標では3年後に10人増やすという事ですね。

事務局 基本的にこれは目標値です。移住してこられる方もいるので将来的には認定農業者とかになってくれればいいなという目標です。

7番河村委員 7番河村です。認定農業者になることで農家にとってメリットってありますか。

事務局 メリットとしましては、経営所得安定対策の支援の対象になっています。農業経営基盤強化資金の低利の融資を受けられる、などがあります。

税制上の特例措置ということで、農業経営基盤強化準備金があったりとか、農業者年金保険料支援などがあるみたいです。

基本的には目標値で、皆さんと一緒に努力して増やしていきましょうという目標になります。

7番河村委員 私もなるべく農家を増やしたいので、認定農業者になるとこういうメリットがありますとか、もう少し伝えていかないとわざわざ認定農業者になりたいという方がいらっしゃらないと思うのですが。

事務局 今回、認定農業者の説明とか、今後増やしていく中で説明が必要ということであれば、認定農業者がどういうものなのか載っている資料を参考に、次の総会で提出させていただけたり、皆さんにも勉強していただいて、今ネットなどでも調べられますので、とりあえず次回の総会で資料があれば提供させていただきます。

農業委員になられた時にお渡ししているテキストシリーズ3農地関連法制度の中に認定農業者の事が少し載っております。4ページ辺りから認定農業者の事が載ってますので参考にしていただければよいと思います。

議長 他にはございますか。

(意見なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

第14回定期総会次第

新井邦男推進委員 推進委員の新井です。「新規参入の促進目標について」の中で新規参入者については3人ずつ増やして令和8年には9人という目標で、1人が3反やる計算になっています。

3反で農業経営で生活ができるかどうか。新規参入となると他の仕事をやりながら新規参入を想定しているのかどうかを教えてください。

議長 あくまでも目標値で、最初は3反であってもそれから増やしていくと考えれば、とりあえずは最初の目標値と考えてよろしいんじゃないでしょうか。

事務局 それで経営できるかは別問題で、以前の下限面積要件を踏まえて最低でも1人3反と設定させていただいているところですがそのあたりもご審議よろしくお願いします。

議長 新規の方は3反の面積をこなすという事もとても大変なことだと思います。それには大勢の方のアドバイス等が必要になってくるのかと思います。

とりあえずは3反から始めましょう、ということになるのかと思います。徐々に面積を増やして効率の良い作物などができるようになれば3反であってもそこそこの生活は成り立つかもしれないです。あくまでも目標と捉えていただきたいと思います。他にはございますか。

3番関口委員 3番関口です。遊休農地面積ですが、年間で面積を減らしていく根拠とかあるのでしょうか。

事務局 先ほど説明させていただきましたが、2月の総会で目標を設定した「最適化活動の目標」で年間目標9haを設定しておりますので、それに伴って3年後は27ha減って106ha、10年後は90ha減って43haという形になります。ただ、先ほども説明しましたが、3年後また見直しをしますので数字を変えていくのは可能だと考えております。

3番関口委員 誰か借り手がいるかどうかという事ですよね。

議長 そうですね。その辺は、私たち農業委員、推進委員の皆さんで、いい方向に運べるように努力するしかないのかなと思います。これから課題ですね。

他にはございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号につきまして、承認に賛成の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第2号については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程4、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は3件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

第14回定期総会次第

事務局 はい。事務局です。報告第1号農地法第5条第1項7号の規定による届け出について「申請人より農地法第5条第1項7号の規定による届け出があったので報告する」との事です。
(申請番号1番から3番を順に報告)
以上、報告させていただきます。

議長 ありがとうございました。
つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長 ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和5年4月第14回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時30分です。